

拝啓

皆様方には、ご健勝にて、地域住民の福祉向上のため、日々ご尽力いただいていることと存じます。

社会保障・税一体改革については、昨年度、制
度化されました「国と地方の協議の場」を通じて
十分な議論を尽くした結果として、国の制度と地
方単独事業の二つのセーフティネットが組み合わ
さることによって、社会保障制度全体が持続可能
なものとなっていくとの認識を共有した上で、引
上げ分の消費税収（国・地方）の配分（五%のう
ち地方分として一・五四%相当を確保）や地方消
費税の用途等について、国と地方が共同して結論
を得るという成果を上げることができました。こ
のことは、地方単独事業を含む地方の社会保障の
充実・安定化、さらには地方財政の健全化にも寄
与するものであります。

先般、その結論を踏まえて提案された「社会保
障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を
改正する法律案」が国会において成立し、公布さ
れました。

今後、消費税（国・地方）の税率の引上げ等の

施行に向けて、国民の皆様は今回の社会保障・税一体改革について一層のご理解とご協力をいただく必要がありますが、そのためには、今回の改革の意義や必要性について、国民の皆様に分かりやすく、丁寧に説明を行っていく必要があります。

地方団体の皆様方には、今回の改革が国と地方が共同して結論を得たものであるという経緯も踏まえて、各地域の住民の皆様方への周知や広報等に主体的かつ積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

私といたしましては、地方団体の皆様方と一体となって、今回の社会保障・税一体改革の実現に向けて、国民の皆様に分かりやすく、丁寧に説明を行って参りますとともに、地域主権改革の更なる推進に、引き続き全力を尽くす所存です。
時節柄、ご自愛のほどお祈り致します。

敬具

平成二十四年八月二十二日

総務大臣

(署名)

都道府県知事 殿

(※市区町村長、地方議会の議長に対するものも同内容)